

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	9	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」）を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。</p> <p>・ 特例措置の内容 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和5年3月末までとなっている取得期限を延長すること。</p>		
関係条文	租税特別措置法 67 条の 15		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和2年2月に第7号銘柄が上場し、本件税制優遇措置の導入以降、7銘柄（時価総額約1,820億円、令和4年7月現在）のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、直近3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加（同月現在）。 一方、上記取得期限により本件税制優遇措置が日切れとなれば、新規上場ファンドが組成されず、成熟した市場^(※)への成長は、困難となる。これにより、投資家の市場に対する期待が収縮し、既存の上場ファンドについても新規の資金調達・設備の取得が難しくなり、上場インフラファンド市場の存続が困難となるおそれがある。同市場の持続的な成長の実現に向け、引き続き足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資の積極的な後押しを行うため、当該措置の延長が必要。 ※一定以上の時価総額かつ多様な銘柄で構成され、機関投資家を含む多様かつ厚みのある投資家層が投資する市場。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	3年の延長を要望する。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
	政策目標の達成状況	令和2年2月に第7号銘柄が上場し、本件税制優遇措置の導入以降、7銘柄(時価総額約1,820億円、令和4年7月現在)のインフラファンドが上場。各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、直近3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加(同月現在)。 なお、インフラファンドの組成・上場等について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	足下において、これまでに上場した7銘柄に引き続き、上場に向けて具体的な検討に着手した新規上場案件が複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加しており、措置の有効性が認められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資法人については、特定資産から生じた利益を投資家に分配する場合には、導管的な器(ビークル)に過ぎないものであることから、税制上もこれに適合した課税上の取扱いをすることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	上場インフラファンド数(累計)※	2	4	5	6	7	7	
	ファンドの合計資産額(億円)	79	790	1,175	1,646	2,514	3,193	
※毎年3月時点で決算期が到来したファンドの数を集計								
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(単位：千円)							
	措置名	令和2年度					小計	地方法人特別税
		合計	道府県民税	事業税	市町村民税			
投資法人に係る課税の特例	71,438,881	2,195,427	42,532,055	10,506,686	55,234,168	16,204,713		
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたことを受け、平成28年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正にて、再エネ設備の取得期限がそれぞれ3年間延長された。こうしたことを受け、これまでに7銘柄が上場された。令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加しており、措置の有効性が認められる。</p>							
前回要望時の達成目標	<p>再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。</p>							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>上記の通り、これまでに7銘柄が上場され、令和4年7月現在、各ファンドの資産規模合計は約3,250億円であり、3年間で再エネ設備の資産が約1,880億円増加した。</p> <p>なお、インフラファンドの組成・上場等について引き続き具体的なニーズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。</p>							
これまでの要望経緯	<p>平成26年度税制改正要望にて、財務省主税局に、本件税制優遇措置の創設を要望。</p> <p>平成28年度税制改正要望にて、財務省主税局に、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。</p> <p>平成29年度税制改正要望にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。</p> <p>令和2年度税制改正要望にて、令和2年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和5年3月末までの延長を要望。</p>							